

勤
儉
詔
書
略
解

012236-000-1

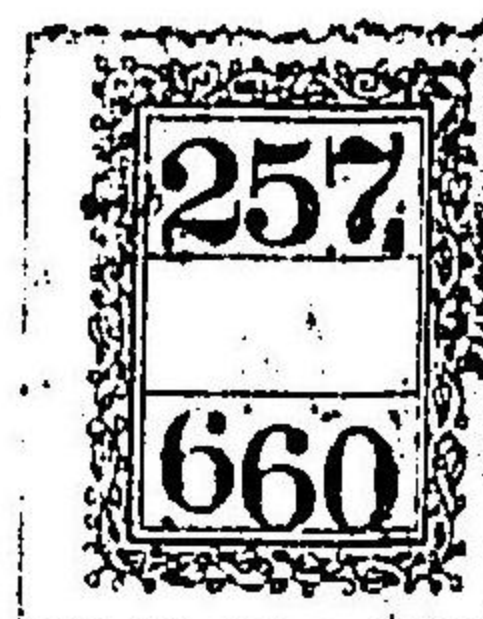
特17-24

勤儉詔書略解

吉川弘文館

M41

AAH-0069



詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ク東西相倚リ
彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々
國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ
賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文
明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展
ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上
下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信
惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡
メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國
史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守
シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ
朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼
ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對
揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體
セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日



勤儉詔書略解

天祐を保有し萬世一系の皇統を踐み給へる我が御聖文武なる 陛下は常に
大御心を世界國家の事に注がせ給ひ前には教育勅語を下賜せられて混沌たる
思想界を統一遊ばされたが、今また明治四十一年十月十三日勤儉を勤むべき事
を國民一般へ御諭になつた詔書を下されました。いつもながら吾人國民は斯く
陛下が絶えず國民福利の上に大御心をかけさせ給ふ事を承つて、聖旨の
有難さに感泣せざるを得ないのであります。されば吾人は不肖の身をも顧みず
此回の詔書を拜見いたしました。其 聖意のあらせらるゝ所は、斯様であらう
かと付度ひ奉つた概略を左に述べると致しました。
朕惟フニ、方今人文日ニ就リ、月ニ將ミ、東西相倚リ、彼此相濟シ、
以テ其ノ福利ヲ共ニス。
謹で案するに、方今世界の趨勢の上から申しますと、只今東西兩半球の上に國家

を建てて社會を形ち造つてをりまする國々は甚だ多いのでありまするが皆いづれも國家の爲め社會の爲め言ひ換ふれば人類一般の幸福を標目といたしまし
て如何にせば幸福が得らるか如何にせば満足が得らるかといふことを常に
多大の注意を拂ひ之を進めて參る手段を研究し且つ實行してをりまする世の中
の文明開化と申すものは實に其結果として現はれ出でたる有形上并に無形上
の現象を指すのでありまするかくの如くにして人文即ち文明開化は日に月に進
んで參り西洋諸國の文明は東洋諸國の文明を助け東洋諸國の文明は西洋諸國
の文明を助け東西兩洋の諸國は互に相倚り相助けあつて仲の善い兄弟の如く
に交際ひ之から生じて參りまする國利民福と申すものをお互に享けて居るの
でありまする證書に前の様に仰せられたのは即ち此意味合ひを簡明に現はされ
たものと付度ひ奉りまする。

朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其慶ニ
賴ラムコトヲ期ス。

國と國との交際即ち國交は世の中未だ開けなかつた頃には僅かに四隣の間
に限られて居つたのでありまするが文明の進歩と共に交通の方法が段々と開け

て參りまする所からして自國のみに發達した事柄のみでは満足する事が出来
ず外國に發達してをる善い事柄はこれを自國に移して絶大なる向上心を満足
せしめ様といたしましする結果國際關係は次第に開け恰も壁一重の隣りのもの
と仲善くいたす様に親密なる交際を開く事になつて參つたのでありまする我國
でも韓半島并に支那帝國との交通は早くから開けてをりましたが當時いまだ
吾人の祖先が掛けて參りあちらの國からも使臣が參ると申す様な事は極
めて狭い範圍に限られ東洋の一局部に過ぎなかつたのでありまするが遙か時
代が降りまして後奈良天皇が天が下を知ろしめした時代年號を申せば天文年
間歴史家の時代區分法の名稱に従ひますれば足利時代の末期即ち戰國時代と
普通に唱へられてありまする頃にははじめてホルトガルの商賈が九州の種ヶ島
に參りましてより以來ホルトガル人スペイン人等が日を逐うて盛に渡來いた
し尋ではオランダ人イギリス人等も澤山に參る事になりました從つて吾國民
の眼界も漸く廣くなつてこちらからも遠方にまで出向く様になつたのであり
ます然し西洋人は澤山に參る事は參りましたが孰れも皆貿易商人か耶蘇教の
宣教師かさうでなければ遠征を目的とした探險家と申した様の人ばかりでい

四
また一國を代表して参りました人の一人もありせんでした。また我國から外國に参るものも、多くは支那の南岸地方や、臺灣澎湖列島や、または南洋諸島に限られてをつた様の姿で、まれには九州の大名であつた大友宗麟や、大村某や、有馬某や、奥州仙臺の大守伊達政宗などが、其使臣をローマ法王の許におくり、其往復の途すがら、スペインまたは、ホルトガルなどへ立寄つた事などないではありませんでした。が、それと申しても、只一個の私交と申すべきもので、其他に至つては、單に貿易に従事した商賈の往來に過ぎなかつたのであります。それ故國と國との交際は、支那朝鮮丈で、其外にはありませんでした。また其頃に、オランダ帝國の一支應たる呂宋の總督府や、臺灣の總督府のごときものがありましたから、其總督と當時の政府であつた幕府の主裁者即ち將軍と公文書を往復した事などは、勿論ありましたけれども、いまだ本國と直接に交を結びし事はないのであります。其後徳川三代の將軍家光の治世、即ち寛永年間に、耶穌教禁遏の結果國を鎖す事になつて、只僅かに支那和蘭の二國のみ長崎の埠頭で通商する事になりました。然しオランダは通商をすと申す丈で、國際の關係はなく、只支那朝鮮のみ國と國との交際をいたしてをりました。然るに嘉永六年に米國の水師提督ペルリ

が渡來して開國を促した結果として、その翌年即ち安政元年に日米の通商條約が訂結せられ、尋で同三年に下田條約を訂結して、日米の交誼は茲に完全に表明せられました所から、ロシア、イギリス、フランスをはじめ、西洋列國みな米國の後を逐うて参り、條約を訂結び、日本は遂に世界の日本たる地位を占むる事となりました。が、御維新以來、西洋諸國との交際は、日に月に親善になりました。去る卅五年に日英同盟をさへ結ぶ様な結果を得たのであります。陛下に於かれましては、尙今日の狀態に御満足あらせられず、此上にも出来る丈互に友誼を交換して、より多く世界各國と親密なる交際をなされ、相互に助け合つて、國民福を増進したいと仰せらるゝのであります。陛下の大御心は、廣大なる事海のごとく、玲瓏たる事玉のごとく、何とたゞへまつるべき詞をも存じません程有難くおはす事は、これで以て見るも、其一端を伺ひ奉る事が出来様と考へます。然るに日本の國情を知らず、御聖文武なる陛下の大御心を知らない外國人が、日本人を目して戦を好むものである、血に渴してをるものであると申す様な事を流布致しまするものは、吾々國民に取つて頗る迷惑な事と存じます。國民たるものは、聖旨のある所を奉戴して、か様な誤解を外國から受けられない様に

心掛けねばなりません。
願ミルニ日進ノ大勢ニ件ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ。

と仰せられましたのは、只今月に日に進んで参ります世界の文明の大勢に後れぬ様に致し、その文明開化に因て得ます惠澤を享け様とするには、外國の文明を咀嚼して、吾れよりも優つて居る處があれば、之を學ぶは勿論の事であるが、外に向つて延び様とするには、どうしてもまづ自國の内から整へて行かねばなりません。即ち教育、財政、商業、工業、農業、軍事、其他、凡ての方面に亘つて、國民自ら奮ひ立ち、自ら務めてまいらねばならないのであります。此勇氣があり、此自信があり、且つ之を實行して各方面の事業が發展して参れば、日進の大勢に伴ひ、文明の惠澤を共に享ける事が出来るとの 聖旨であらうと、忖度ひ奉ります。

戦後日尚ホ淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ爲シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ。

と仰られましたのは、目下日露戦争を去る事僅かに數年にしかなりませず、戦争

の爲めに國民の負擔してをる借財も澤山あり、戦争の爲めに爲なければならぬ事業を中止した事も澤山あり、之を整理する事さへ容易の事ではないのであります。況んや戦争の結果帝國の國運は旭日の如くに耀き、名聲は櫻花の匂ふがごとくに四方に聞える事になりました。従うて此國運を益々發展せしめ、名聲を益々熾んならしむる方便として、非常に澤山爲さねばならぬ事柄が、凡ての方面に充ちに充ちてをります。庶政益々更張するの必要實に茲に存するのであります。これには國民の心が別々になり考へが區々になつてを、つては、とても出来る事ではありません。どうしても國民一般貴となく賤となく、富の如何に係らず地位の高下に關せず、心を一にし、揆を同じく爲なければならぬ。かくして各々其職とし、其業とする事を、忠實に眞面目に勤勉に働き、極めてつましくして家産を富まするやうに心掛ける事が尤も必要であります。されどつましくすると申しても、低度のある事で、吝嗇に流れるが如き事は決して 聖旨ではありません。況んや家を豊かにし様として、利己主義に陥るがときは、甚だ宜しくないことは申すまでもありません。要するに各身分に應じて、吝嗇に陥らず、道徳に背かず、良心に耻ぢない範圍内で、出来る丈儉約を守り、他人に對して誠信と仁義とを服

胸して、お互に助け合うて行けば、國利民福を進めて參る事が出來ます。因ては國民の習俗は、どうしても浮氣に流れてはよろしくありません。質撲にして且つ厚實なる習慣を養ひ、他人に接するにも、父母兄弟に接するにも、同じく良心の命じまする所に従うて働き、上へを飾り見えをつくるひ、奢がましき事を爲すのは、風俗を破る事甚しきが故、簡様な行は、斷然と改めて參り、勉めて着實で眞面目でさうして、因循姑息に流れない様な事に心掛けることが肝要であります。それは悪い行は、お互に注意して、さ様な人がありましたならば、少しも遠慮せず、忠告もし意見もして之を改めさせ、其上自分自らも、あくまでも良心に訴へてこれを實行する様にせよとの 聖旨であらうと、忖度ひ奉ります。

翻て東西の歴史を見まするに、大きな戦争がありました。後は、免角奢侈に流れやすい傾きが御座います。支那西洋の例は、暫く措き之を日本の歴史に照して參ります。すして、よく分るのであります。其一例を挙げますれば、弘安文永の兩度に、いまの清國の前身でありました元國から大兵を起して日本を侵した事がありました。した其時北條時宗は、命を天下の將士に下して、其大軍を九州の各地に防ぎ、からうじて之を退けたのであります。が戰の畢た後は、之が爲費した多額の軍事費

の爲めに幕府の苦んだ事、一通ではありませんでした。また將士におきまして、も恩賞にあづかつて、當分ゆるやかになつた結果、免角奢侈に流れるものもあり、個人としての家計も、豊かであつたのは、一時の夢で、多くは所領や家財を質に入れ、とり出すと出來ず、に其まゝ失つてしまつた人も、随分多かつたのであります。尤も將士が貧乏したのは、戦争の爲めに、多くの費用を遣つた事も一つの原因であります。けれども、戦功を誇つて、贅澤をした事が、重なる原因であつた事は、争はれない事實であります。其結果、將士は益々貧乏し、兼併の弊害が並び行はれて、幕府は遂に滅びるといふ悲しき運命にあつたのであります。言換へて見れば、幕府の滅亡は、戦争の結果、士卒が浮華奢侈に流れたといふことが、重なる原因の一つになつてをります。また近くは、西南戦争の後や、日清戦争の後にも、幾分か此様の傾きがあり、日露戦争の後、即ち昨今に至りましても、あまり喜ばしくない事實や現象が、折々新聞に見える事は、讀者の既に御承知のとであります。之を防ぐには、勤儉にして華を去り、實に就くといふ事が必要であります。否之を措いては、他に良い方法は、絶體にないといつても、宜しい。尤も是等は、非常の場合であります。るが平時におきまして、太平無事が長くつづく、どうしても浮華に流れ易い

のは東西共に同じであります故に吾國の列聖は常に此事に注意せられ武家時代になりましても將軍や執政等の中で名君といはれ名相と唱へられてを人々は、いづれも皆此點を忘れずに注意を怠らなかつた事は、歴史の教ふる所であります。實例に就いて申せば彼の仁徳天皇が身を以て儉約質素の實例を示された事は、普ねく人の知る處であり、また醍醐天皇が藤原時平と謀りわざと時平をして盛粧して入朝せしめ、衆人の見てをる前で時平が奢りがまじき風俗をしてをるのを叱責遊ばされた事も、著名な話であります。なほ下つては源頼朝が筑前守俊兼といふ大名が美しき小袖を着てをるのを見て自ら小刀で之を切つて奢るまじき事を誡めた事も、あり、北條時頼の母であつた松下禪尼が鎌倉執權の母といふ尊い身分でありながら、障子の破れたのを、人手を煩はさずに自分てつくろつた事も、あり、また時頼は或晩來客のあつた時に、味噌を臺所から自身持つて來て酒を清めた事も、あります。これらはいづれも打見た所極端な様におもはれますが、身を以て天下を率ゐる人の行爲としては、頗る感すべき事柄であります。即ち如何なる高貴にあつても、奢りに流れてはならぬ儉約を爲なければならぬといふ事を、實例を以て天下に示したものと、思はれます。更に下りまして、徳川家

康が常に上をみなといふ格言を左右のものに語つて、身分を忘れて奢つてはならぬといふ事を人々に誡め、自身でも平素から質素であつた事は、家康の傳記を見れば、誰でも承知してをる事であり、また徳川吉宗の享保の改革は、元祿以來奢りに流れてをる社會を救はうとした爲、松平樂翁の寛政の改革は、享保の政が敗れて、田沼時代以後の奢りに流れてをる社會を救はうとした爲、なほ水野越前守の天保の改革は、家齊將軍以來の奢りに流れた社會を救はうとした爲であるのであります。かくのごとく、歴史上の實例から見ましても、英明なる聖主將軍等は、常に臣民を奢りの弊習より救はんが爲めに、注意せられ社會の敗類を防いだ事は、尤も喜ばしき現象といはねばなりません。今回の詔書中、殊に儉約といふことに、大御心を注がれた、聖旨の程を伺ひ奉る者誰れでも、感泣せぬものは、ありません。ほのかに洩れ承る處によれば、從來の皇室費は約二十年前の定額に據れることゆゑ、爾來物價の騰貴、皇孫の御降誕、新宮家の御創立、列國に對する御交際、又は内地に發生せる不時の慘害に對する御仁恤等、皇室費年々多額に上り、從來の定額にては、皇室御經濟の按配、頗る容易ならざるを見て、當局者から増額の議を伏奏したるに、畏くも、陛下には、當時さらでも國家の財

政容易ならざるの秋に當つて又々庶民に對し之れが爲め痛苦を増さしむるが如き事は朕の志でない從來のまゝにて差支ないと仰せ下されたと申す事御座います。聖旨の有難き事は今更申し奉るも恐なる次第なれど吾人は今これを拜承して恐懼措く所を知らずたいく感涙に咽ばざるを得ないのであります。恐らくは國民一般吾人と同感でないものは一人もないのでありませう。宜しく感奮して聖旨に奉答爲なければならぬと存じます。

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ。

と仰られましたのは我國は天祖天照大神太祖神武天皇を始め奉り皇室の御祖宗に入らせられる列聖の御遺訓は成文となつて後世にお残しになつた物は古い所ては勿論ありませんけれども天祖并に太祖が國家を経営遊ばされ國民を撫育遊ばされた御事蹟は國史に明記してある所で十分に伺ひ奉る事が出来ます。其他歴代の聖主が全國を平安にお治めになりました事も國史に傳へてありますこと。博愛慈善修身齊家よりはじめあらゆる事柄は國史の教ふる所によ

つて祖宗の御遺訓と申すものを發見することが出来るのであります。また神代以後今日に至るまで國運の發展は目覺しいまでい時折り盛衰の變はないではありませんが全體を通じて申しますると我國の歴史は立派に光輝のみを以て充たされてをります。如何に惡意を以て我國史に對するものがあつても、一の小汚點だも見出すことは容易に出来ません。之れ等は今一々茲に實例を擧ぐるの必要なく國史に現はれた凡ての事實は悉く之を證明いたしてをります。か様に光輝ある國史を以て飾られた國家が日本を指して他にありませうか。吾人思ひ一たび茲に至る毎に斯の如き國土に生れ來て斯の如き至仁なる聖主に逢ひ奉りし事を以て世界に對する絶大の誇りと信じます。炳として日星の如しと仰せられたは確かに動かす可からざる事實といはねばなりません。爾來ますく國史の教へ導く所に進んで行き祖先以來の精神のある所を恪守し、ますく之を淬礪するに誠實の情を以てしますれば國家の發展に資する處の極めて多大なるべき事は言ふ迄も無き事と信せられます。さればこそ國運發展の本近く斯に在りと仰せられたのでありませう。

朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ

維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾
臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ。

と仰せられましたのは、段々詔書にお示しになりました事柄は國民一般に服膺すべきとは勿論のとて、聖旨を奉戴して益々國威を輝かすべきは國民たる者が當然に履行すべき義務であります。然し陛下に於かれましては國民を御覽になる事恰も慈母の赤子に於けるが如く、あくまでも臣民一般の協翼をまつて、聖旨を貫かれたく思召され其結果として萬事維れ新にして百廢維れ起るの皇謨をより多く、より大に推し弘めて参り、御祖宗御列聖が既に過去に於て發揚遊ばされた御威徳をば、更に對揚遊ばされ度いとのお思召でありますから、臣民たるものは此旨を忘れず、いつまでも服膺して参る様にとの聖旨であらうと忖度ひ奉ります。

謹んで案ずるに、社會國家と申しまするものも、要するに各箇人の集りであり、すされば古への聖人も一家が齊つてから一國が齊ふと申してをります。一國全體が文明開化の域に進み美しく且つ愉快なる少くとも理想に近い樂園たらしむるのは決して一人の力で出来る事ではありません。必ず國民一人一人が勇氣

と熱誠とに富み之を實行して行く才の決心があり、然る上で協同一致して参らなければ、目的を貫く事は出来ないものであります。さてさうして参りますには、凡て仕事をするに着實でなければなりません。また平生の習慣風俗が浮きくして奢りがましい様ではなりません。着實でない所には必ず之と反對に不面目不誠實の行爲が伴ひ、遂には人を欺いたり、人と凌辱したり、人のものを盗むなどいふ悪事が行はれます。また浮きくして奢りがましい所には必ずこれと反對に遊惰に流れたり、投機的の事業を好んだり、士氣が衰へたりすることになります。其結果はごんなことになり、申せば考へるまでもなく、それは國家の滅亡であります。殊に今日の如く二大戦役を経て其創夷がまだ愈す而も太平無事の大御世に於て尤も注意すべきは、奢りと遊惰の二つである事は説明を要しません。陛下が此點に深く大御心を注がせられ、勤儉の美風を養成する様にと御諭になりましたのは、非常に有難い事であり、國民たるものは、一日片時と雖、聖旨のある所を忘れず、常に拳々服膺して國家の發展に務めねばならぬはいふまでもなく、益々之を推し弘めて子弟の教育は勿論、將來の國民、則ち子孫にもこの聖旨を語り傳へて、美はしき勤儉の風習をいつまでも失はぬ様に

心掛くることが何よりも肝要と心得ます左様にいたして参れば 陛下の大御心に適ふばかりでなく国民の幸福も此上ない事と存じます幸に今回の詔書を拜するを得ましたに就いて畏れ多い事ながら私に聖意のある所を忖度ひ奉り婦女童蒙が日常の訓戒ともいまいしたいと存じまして謹て此文を記草いたした次第で御座ります。

勤儉詔書略解畢

賜天覽

佐々木伯爵序
三上文學博士序
田中文學博士序
井上文學博士序
小杉文學博士序

萩野文學博士 監修
八代國治先生
早川純三郎先生 編纂
井野邊茂雄先生

國史大辭典

洋裝全貳冊 本籍六號三段組二千四百頁插圖一千五百個 年表二百卅頁

特價(甲)金拾壹圓 全部一時に拂込むものとす 甲種金五拾四錢 往復端書にて申すべし
(乙)金拾貳圓 三圓宛四回に拂込むべき分 乙種金六拾六錢 込あり次第送呈すべし

皇國の美風を發揚するの途は他無し我國史の研究に在ること多言を要せずして明なり故に畏くも我 至聖陛下が今回下し給へる勤儉の御詔書にも國史の成跡云々とは宣し給へるなり家を愛するものは家憲を尊重し國を愛するものは國史を等閑視せず此れ其本を忘れざるが爲めなり國史大辭典は國史研究上座右必備の良書今や特價提供中に在り此機を逸せず寵命を賜へ

一大注意

本書の内容特色等は、能く筆紙の盡すべき處にあらず、幾に壹萬數千の豫約加盟者ありしに微するも、其一般を窺ふに足るべし。希くは見本に就き熟覽ありて、本書が大辭典中の一大辭典として、學海に裨益する事の如何に多大なるか、國體の精華を發揚する上に、必須なるかを知らしめられんことを。

本書の必要

以上略記したるが如き特色ある辭書なるが故に、公私を問はず、一本を備へ置くの必要あり。是は言ふ迄も無く、業に隨ひ職に應じて參考用となさば其裨益する所多大なるを信す。

○家庭

に本書を備ふる時は、如何なる場合にも之を利用し得るのみならず、本文中千五百餘個の挿圖及び華麗なる極彩色參考圖は、不知不識の間に偉大なる好感化を與ふべし。

○教育家

の知らんと欲する所は、本書を細くは從ひて、毎頁到る處に之れを求め得べし。

○爲政家

は、古今諸官廳の組織、行政、司法、國郡の沿革、諸藩、大小名の變遷沿革、官衙職員の變遷、或は外交上の施政等に就て、其起原沿革を知るを得べし。

○宗教家

は、神社佛閣の位置、祭神、宗旨、沿革、或は各宗各派の興廢、祭事、法事等の制度習慣に就て知るを得べし。

○文學家

は、我國の文學の變遷、時代語の解説、諸家の系圖、風俗の推移、人物傳、年中行事、圖書の解題、古文書の説明等を知るの便あるべし。

○軍人

は、陸海軍の編制、軍艦、兵器の沿革、軍備の變遷、古來の攻城野戰に於ける戰術の梗概、兵

賜天覽

佐々木伯爵序
三上文學博士序
田中文學博士序
井上文學博士序
小杉文學博士序

萩野文學博士 監修
八代國治先生
早川純三郎先生 編纂
井野邊茂雄先生

國史大辭典

洋裝全貳册 〇本籍六號三段組二千四百頁插圖一千五百個 年表二百卅頁

正價貳拾圓の處全部完成の祝意を表するが爲め特に此際特價を以て提供好機勿逸

特價 (甲) 金拾壹圓
(乙) 金拾貳圓

全部一時に拂
込むものとす
三圓宛四回に
拂込むべき分

送

甲種金五拾四錢
乙種金六拾六錢

見

往復端書にて申
込あり次第送呈
すべし

皇國の美風を發揚するの途は他無し我國史の研究に在ること多言を要せずして
明なり故に畏くも我 至聖陛下が今回下し給へる勤儉の御詔書にも國史の成跡
云々とは宣し給へるなり家を愛するものは家憲を尊重し國を愛するものは國史
を等閑視せず此れ其本を忘れざるが爲めなり國史大辭典は國史研究上座右必備
の良書今や特價提供中に在り此機を逸せず寵命を賜へ

一大注意

本書の必要

本書の内容特色等は、能く筆紙の盡すべき處にあらず。爰に壹萬數千の豫約加盟者ありしに
徴するも、其一般を窺ふに足るべし。希くは見本に就き瀏覽ありて、本書が大辭典中の一大
辭典として、學海に裨益する事の如何に多大なるか、國體の精華を發揚する上に、必須なる
かを知了せられんことを。

〇家庭

に本書を備ふる時は、如何なる場合にも之を利用し得るのみならず、本文中千五百餘個の挿
圖及び華麗なる極彩色參考圖は、不知不識の間に偉大なる好感化を與ふべし。

〇教育家

の知らんと欲する所は、本書を細くに従ひて、毎頁到る處に之れを求め得べし。

〇爲政治家

は、古今諸官廳の組織、行政、司法、國郡の沿革、諸藩、大小名の變遷沿革、官衙職員の變遷、或
は外交上の施政等に就て、其起原沿革を知るを得べし。

〇宗教家

は、神社佛閣の位置、祭神、宗旨、沿革、或は各宗各派の興廢、祭事、法事等の制度習慣に就て
知るを得べし。

〇文學家

は、我國の文學の變遷、時代語の解説、諸家の系圖、風俗の推移、人物傳、年中行事、圖書の解
題、古文書等の編制等を知るの便あるべし。

〇軍人

は、陸海軍の編制、軍艦、兵器の沿革、軍備の變遷、古來の攻城野戰に於ける戰術の梗概、兵
學の流派等に就て知るを得べし。

〇實業家

は、財政經濟の發達、運輸交通の變遷、貿易、租稅、農工業等に關する各般の智識を得べし。

〇法律家

は、法律、裁判、刑法の沿革、拷問、海老責、斬罪、獄門、様切等の刑名、種類等に就て知るを得べし。

〇工藝家

は、建築、彫刻、蒔繪、陶器、漆器、調度、家屋、苑藝等の沿革より、其種類、各流派等を知るの便
あるべし。

〇學生

は、座右の寶典として缺くべからざるものたるは言ふ迄もなく、本書中幾萬の項目は、總て
諸君が知らんと欲する處に、答ふるものたらざるはなし。

〇演藝家

は、猿樂、能、狂言、田樂、芝居、淨瑠璃、相撲等の起原、沿革及び各流派の盛衰、其他種類解釋
等に就て學ぶを得べし。

附錄の内容

三千年間の歴史を通覽すべき便利ある、未曾有の年表を附録とせり。見本に就いて他本と
比較せば、其内容の特色は、一目瞭然たり。

發行所 東京 電六九七新二九九 宮内省 合資 吉川弘文館
京橋 振替貯金口座二四四 御用書肆 會社

257
660

明治四十一年十月二十日印刷
明治四十一年十月廿五日發行

定價金五錢

編輯者 兼合資者 吉川弘文館

印刷者 東京市京橋區南傳馬町一丁目 林讓

印刷所 東京市京橋區新榮町四丁目三番地 高橋活版所

發行所 宮內省御用書肆 合資會社 吉川弘文館

東京市京橋區南傳馬町一丁目

2F-78